「空港運用業務指針」の一部改正案に関する意見募集の結果について

令和７年９月30日
国土交通省航空局

国土交通省では、令和７年８月12日から令和７年９月11日まで「空港運用業務指針」の一部改正に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、９件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法

① 募集期間：令和７年８月12日（火）から令和７年９月11日（木）

② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）（http://www.e-gov.go.jp/）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載。

③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール又は郵送

２．意見数

提出意見数　９件（提出者数　４名）

３．お問い合わせ先

国土交通省航空局安全政策課空港安全室　意見募集担当あて
電話番号：03-5253-8111（内線　49556）

（別紙）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

	御意見		回答
1	また制度改悪ですか。大反対です。 そもそも外国発行の運転免許証が、本物であるかどうかを確認する手段が無いはずで、それを以て日本の運転免許証なしに運転できるようにするなんてことは論外です。空港で車両が暴走することを考えてみてください。航空機の運行に多大な悪影響ができます。	1	御意見ありがとうございます。 外国発行の運転免許証の有効性確認及び制限区域内を運転しようとする者に対する適性・知識・技能の評価方法を定め、空港内の安全確保を第一に取り組んで参りますので、原案のとおりとします。
2	評価書による運転は、外免切替までの間とする建前のようだが、実際上外免切替をしないままずるずると評価書により運転し続けるという運用になってしまうのではないか？	2	評価書には有効期間を設定すること、また、評価書による運転者に対しては年１回以上の適性確認を行うため、その機会を通じて我が国の公道を運転できる運転免許証の取得を促しますので、原案のとおりとします。
3	①本改正は eVTOL 含む電動航空機も対象か？		①eVTOL 含む電動航空機が空港を使用するのであれば対象となります。
	②「消火器等の設備を使用する訓練を受けた者を配置」とは運航者に課せられるのか？		②給油作業を行う事業者等が消火器等の設備を使用する訓練を受けた者を配置する必要があるため、運航者自らが給油作業を行う場合には運航者に課されます。
	③eVTOL は液体燃料の航空機とは異なった消火機器が必要になる可能性がある。その中身を空港設置者に説明し、その妥当性を空港設置者が判断できるのか？		③消火器等の設備は給油作業の際に遵守すべき安全対策であるため、給油作業を行う事業者等となりますが、空港管理者や運航者等が消火器等を配置することを妨げるものではないため、eVTOL 含む電動航空機に適する消火器等の設備について、関係者と調整いただくこととなります。

4	□第２章 制限区域立入及び車両使用の取り扱い ・７．デザイン等の変更 （ｂ） 「空港管理者（空港管理者が指定する交付代行者を含む）が立入承認証、車両承認証当該機器やシステムを更新する場合」とあるが、この場合の更新とは機器やシステムの全面的な更新を指すのか。あるいは、基幹システムはそのままに、バージョンアップや機能の拡張・変更（比較的小規模なものから大幅な変更等まであるが）をする場合も含めるのか。 □第３章 制限区域車両運転の取扱い及び運転規則 ・２．定義（４）の『「制限区域車両運転資格特認評価実施要領(仮称)」に基づき』と記載があるが「制限区域車両運転資格特認評価実施要領(仮称)」は空港管理者が確認する事はできるのか。 □第７章 エプロンの運用 ・２．エプロンの管理 （１）スポット管理の方法 ｄ項にある「運航者に対し、当該機の意図しない動きを防ぐため、適切に固定するための措置を講じさせること」とあるが具体的に何を指すのか(車輪止めを程度の想定か、それとも係留や操縦桿の固定等までを想定しているのか) □その他 ・改正概要に書かれている大きな改正事項に限らす、その他の改正箇所についても趣旨を明記していただきたい(新旧対照表等により)。改正する意図が分からず、誤った解釈をしてしまう可能性が有ります。		・システム更新は全面的な更新を想定しております。ただし、システムの全面的な更新が行われず長期にわたり同一のデザインを使用しているような場合は、その他の更新等も機会と捉え、デザイン変更等をご検討いただくこととなります。御意見を踏まえ、長期にわたり同一のデザインを使用しないよう、また、更新等の機会を捉え変更することに関する内容等を整理のうえ規定いたします。 ・「制限区域車両運転資格特認評価実施要領(仮称)」は、空港管理者に通知するため、確認することはできます。 ・御意見のとおり、パーキングブレーキをかけること、車輪止めを施すこと、繋留すること等を想定しております。 ・御意見を踏まえ、今後、他通達の改正概要を確認し検討いたします。また、誤解を招く可能性がある部分や誤字脱字がないかを確認し、第７章２．（ａ）及び（ｅ）並びに第 10 章 10. 等の表現を修正いたします。